

答 申 書  
( 答 申 第 282 号 )  
平成 31 年 4 月 5 日

---

1 審査会の結論

公募型プロポーザルで選定された企画提案書等のうち、別紙 1 の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所運営委託業務公募型プロポーザルの選定された企画提案書の一切」及び「表記の実施説明書の 3 『審査基準』に従った配点と得点及び特記事項など、審査した書類及びすべての提案者の評価得点を表す書類の一切」である。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して『「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査会の開催結果について』（平成 30 年 3 月 15 日付け報告書）」及び「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務公募型プロポーザルで選定された企画提案書」を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件対象公文書の一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）、同項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件対象公文書の全部開示を求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 6 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 6 号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

なお、本号に規定される「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にする」と認められるには、開示することにより、将来の同種の事務等の円滑な実施を著しく困難にする抽象的な可能性があるだけでは足りず、そのことが客観的に判断できることが必要であると考えられる。

イ 実施機関は、『「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査会の開催結果について』（平成 30 年 3 月 15 日付け報告書）」のうち、委員の氏名及び各採点結果は公表することにより、今後、同様の公募型プロポーザルが実施された場合に、委員の選定や採点に影響を与えることから反復又は継続して行われる事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすることから 6 号情報に該当するとしている。

ウ 請求人は、各採点結果について、公募する地域や年度において、場外発売所に求められる内容も異なり、場外発売所の設置にあたっては、設置する場所は施設の面積規模などによって、設備内容は異なることや集客対策も異なると考えられ、提案された場外発売所に対する審査や評価は、その都度違うものであると考えられることから、当該文書を全部開示することによって、反復継続して行う事務や事業の円滑な実施

を何ら妨げる要因には全くなり得ないと主張する。

また、委員名についても、プロポーザルなどの審査に当たる公務員は、地方公務員法や各種の条例規則に則り、公正と中立性などの高い見識と意識を持って審査に当たっているものと認識しており、委員名を開示することにより、委員の選定や採点に影響を与えるということは、公務員に与えられている権限や使命などから考えると相当かけ離れた弁明であると主張する。

#### エ 委員名について

当該プロポーザルに係る審査委員は、審査項目毎の基準に照らして客観的かつ公正、中立な事業者選定を行うことが必要であり、評価を率直に評定できる環境が確保されていなければならない。

その状況の中、委員名を開示することとすると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定されなかった事業者等の利害関係人が、選定されなかった理由を、各委員に係る評価点数に求め、不服や批判を自己に不利益な評価をした個別の委員に向けた可能性を否定できず、かかる批判等にさらされる負担を極力回避したいという心理から、今後、委員が率直な評価を行うことを妨げ、公正、中立な事業者選定がなされないおそれがある。

さらに、今後、同様のプロポーザルを実施する際、かかる負担を回避するために委員への就任を躊躇する者が出てくるおそれがあるなど、適任の人材を配置することが困難になることが認められる。

したがって、委員名を開示することにより、今後の事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、委員名については6号情報により非開示が妥当であると判断する。

#### オ 各採点結果について

実施機関が非開示とした情報のうち、ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査調査に記載された各採点結果は、各審査委員が企画提案書を審査項目毎に審査した評価を示すものである。

実施機関は、これらの各採点結果を開示することにより、今後、同様の公募型プロポーザルが実施された場合に、委員の選定や採点に影響を与えることから反復又は継続して行われる事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると主張するが、これらの情報を開示することとしても、個別具体的な各採点結果と評価を行った審査委員名が結びつかない限り、実施機関の主張するような委員の選定や採点に影響を与えることは考えにくい。

したがって、別紙1の1に記載されている「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示が妥当であると判断する。

#### (4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務公募型プロポーザルで選定された企画提案書」のうち、別紙1の2に記載されている「非開示とした部分」欄に掲げる部分について、当該「札幌駅前場外勝馬投票券発売所（以下「発売所」という。）」は、本件開示請求時には開設前であり、法人が保有する営業上の秘密やデザインなど開示されることによって法人の事業運営が不当に損なわれること、資金収支計画などは、法人が事業を行う上での内部管理上の事項であり、開示されることによって法人の事業運営が不当に損なわれることから2号情報に該当するとしている。

ウ 請求人は、場外発売所が開設された場合には、当該場外発売所の施設内容、取組等、非開示となった部分に関してはすべて公の事実になることは明らかであり、非開示の理由とする「法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報」であって、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が不当

に損なわれる」ものとは認められないと主張する。

エ 当審査会で別紙1の2に記載されている「非開示とした部分」欄に掲げる部分を見分したところ、発売所の位置や面積、施設内容、フロアのデザイン、販売促進対策等が記載されていることが確認された。

これらの情報を非開示とした本件処分を行ったのは平成30年4月20日であるが、発売所は平成30年9月26日付けで既に開設されており、発売所の位置や面積、施設内容、フロアのデザイン、販売促進対策等の情報は、現時点においては公に公表されているものである。

従って、別紙1の2に記載されている「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、現時点においては公に公表されている情報であり、開示することにより、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとは言えず、開示が妥当であると判断する。

ただし、別紙1の2に記載されている「非開示とした部分」欄に掲げる部分のうち、防犯カメラの位置が記載されたフロア図と金庫等の位置が記載されたフロア図については、発売所が開設された後であっても、その性質上、一般に公にされる情報ではなく、これらの情報は当該法人の内部管理上の事項に属する情報であって、これを開示することにより当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

また、発売計画・収支計画の中の資金収支計画については、非開示とすることに争いのないところである。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号 585）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成30年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成30年10月22日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成30年11月28日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成31年 1 月 21 日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案骨子審議</li> </ul>
平成31年 3 月 25 日 （第98回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成31年 4 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

別紙 1

- 1 「ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務に係る公募型プロポーザル審査会の開催結果について」（平成30年3月15日付け報告書）

枚数	非開示とした部分	開示すべき部分
2枚目	9行目から14行目 審査委員の所属、職氏名	なし
3枚目	各委員名及び各委員の1位の評価	各委員の1位の評価
4枚目	各委員名及び各委員の採点結果 各委員名及び各委員の1位の評価	各委員の採点結果 各委員の1位の評価
5～6枚目	委員名及び採点結果と順位	採点結果と順位
7～8枚目	委員名及び採点結果と順位	採点結果と順位
8～9枚目	委員名及び採点結果と順位	採点結果と順位
10～11枚目	委員名及び採点結果と順位	採点結果と順位
12～13枚目	委員名及び採点結果と順位	採点結果と順位

- 2 ホッカイドウ競馬札幌駅前場外勝馬投票券発売所（仮称）運営委託業務公募型プロポーザルで選定された企画提案書

ページ	非開示とした部分	開示すべき部分
目次	23p～31pの記述の一部	全て
6p	見出しを除く全ての記述	全て
7p	見出し及び1～2行目を除く全ての記述及びイメージ図	全て
8p	見出しを除く全ての記述	全て
9p	2行目1字から15字までの記述、3行目の記述の全て及びイメージ図の全て	全て
10p	1行目17字から29字までの記述、2行目1字から25字までの記述、中段イメージ図及び5行目2字から7字までの記述	全て
12p	6行目19字から7行目17字まで	全て
13p	建物の位置、位置を示す図面及び建物の面積、施設名、所在地、築年月数、構造・規模の記述の全て	全て
14p	1行目1字から16字の記述、2行目4字から18字までの記述及び位置図	全て
16p	施設名、所在地、構造・規模、設置階数・敷地面積（坪）、備考の記述及び下段の表、内容欄の4行目、5行目の記述と施設内容の記述の全て	全て
17p	投票機器の記述の全て、動画静止画映像及びオッズ受信装置の記述の全て、その他の記述の全て	全て
18p	見出し以外上段の図面の全て及び下段の図面の全て	全て
19p	見出し以外の図面の全て	全て
20p	見出し以外上段の図面の全て及び下段の図面の全て	なし
21p	見出し以外の図面の全て	なし
22p	「A社」下段の記述の全て、「総括責任者」下段の記述の全て、「警備・清掃」下段の記述の4行全て、「アイバ所長」下段の記述の2行全て、「フロアレディ・受付」下段の記述の2行全て、「投票所」下段の記述の2行全て、右最下段四角内の記述及びその下段の記述の2行全て	全て
23p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
24p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
25p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
26p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
27p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
28p	見出しの記述の一部及びイメージ図の全て	全て
29p	見出しの記述の一部及びレイアウト図の全て	見出しの記述の一部
30p	見出しの記述の一部及びレイアウト図の全て	見出しの記述の一部
31p	見出しの記述の一部及びレイアウト図の全て	見出しの記述の一部
33p	中段から下段にかけてのイメージ図の全て	全て
34p	4行目1字から5字までの記述、上段左右のイメージ図の全て及び下段左右のイメージ図の全て	全て
35p	1行目5字から7字までの記述、2行目の記述の全て及び3行目の1字から16字までの記述及び上段左右のイメージ図の全て、下段左右のイメージ図の全て	全て
36p	左右のイメージ図の全て	全て

ページ	非開示とした部分	開示すべき部分
37p	見出し及び1行目から2行目以外の記述及びイメージ図の全て	全て
38p	見出し以外の記述の全て、イメージ図の全て	全て
39p	イメージ図の全て	全て
40p	1行目1字から13字までの記述、3行目の記述の全て、4行目の全ての記述、5行目1字から8字までの記述、中段左右のイメージ図及び下段左のイメージ図、下段イメージ図右の3行目から5行目までの記述の全て	全て
41p	1行目8字から17字までの記述、中段左右のイメージ図の全て、下段左右の表の記述の全て	全て
42p	2行目、3行目の記述の全て、上段左右のイメージ図の全て、4行目、5行目の記述の全て、6行目から8行目までの記述の全て、下段左右のイメージ図の全て、9行目、10行目の記述の全て	全て
43p	上段左右のイメージ図の全て、4行目から6行目までの記述の全て、下段左右のイメージ図の全て、7行目、8行目の記述の全て	全て
44p	上段左右のイメージ図の全て、下段左右のイメージ図の全て	全て
45p	上段左右のイメージ図の全て、3行目の記述の全て、下段左右のイメージ図の全て	全て
46p	4行目1字から11字までの記述、上段左右のイメージ図の全て及び下段左右のイメージ図の全て	全て
47p	2行目1字から7字までの記述、上段左右のイメージ図の全て、下段左右のイメージ図の全て	全て
48p	上段左右のイメージ図の全て、6行目1字から11字までの記述、下段左右のイメージ図の全て	全て
49p	2行目1字から7字までの記述、上段左右のイメージ図の全て、下段左右のイメージ図の全て	全て
50p	上段左右イメージ図の全て、下段左右イメージ図の全て	全て
52p	年度ごと売上推移の金額及び発売場の記述の全て及び売上見込に係る1日売上額、発売日数、年間売上額の全て。初年度からの3年目までの金額及び右下下段の1行から3行までの記述の全て	右下下段の1行から3行までの記述の全て
53p	想定料率の全て、年度ごと売得金額の全て、年度ごとその他、勝馬投票券発売に関連しない収入金額の全て、年度ごと企画提案者分収入金額の全て、年度ごと主催者収入金額の全て	なし
54p	5カ年収支計画の記述の全て	なし
55p	設備投資費の記述の全て	なし
56p	開設スケジュール案の記述の全て	全て
最終ページ	2行目から4行目の記述の全て、6行目3字から31字までの記述、7行目、8行目の全ての記述、9行目6字から23字までの記述	全て